



## 予算

ができる」とされ、第22条では「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」となっていることから、今回条例を制定するものです。

◆筑後市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕

羽犬塚中学校北側の「山ノ前団地」と一条の「一楽団地」は全世帯の転居が終了したため、条例から除外し、住宅団地としての用途を廃止するものです。

◆損害賠償の額を定め、和解することについて

〔賛成多数 原案可決〕

議会の権限については、地方自治法第六章第二節に定められています。このうち、第96条第1項第12号及び13号で和解と損害賠償について規定されていることから、議会の議決を求めるものです。

◆平成20年度筑後市一般会計補正予算(第1号)

〔賛成多数 原案可決〕

1億2,671万1,000円を増額するものです。

今回、乳幼児をはじめ福岡県の公費医療費制度が改正されたことに伴う電算システムの改修費と医療証の印刷代として312万円。

農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、環境にやさしい先進的な営農活動を支援する目的で、平成19年度から実施されている「農地・水・環境保全向上対策」を新たに北長田地区が取り組むための負担金27万8千円等を補正するものです。

## その他の案件

◆市道路線の認定変更について

〔全員賛成 原案可決〕

「山ノ前団地」と「一楽団地」の用途廃止に伴って

市道路線を変更するものです。

## 意見書

◆教育予算の確保と充実を求める意見書について

〔全員賛成 原案可決〕

関係各大臣に対し、教育予算の確保・充実を図るよう、要請するものです。

## 議長発議

◆筑後市農業委員会委員の推薦について

〔全員賛成 決定〕

市長から議会に対し「農業委員会等に関する法律」第12条に基づき、推薦依頼が提出されました。現在の委員の任期が7月19日までとなっていることから「筑後市農業委員会の選任による委員の議会推薦の委員定数に関する条例」が可決したことを受けて全議案の討論採決終了後に議長が発議し、大藪健介議員を推薦することに決しました。

## 議会の豆知識

### 議会の権限とは

議会は市民の代表としてのさまざまな権限を持っています。主な権限をご紹介します。

### 調査権

議会の議決により、市の仕事に関する調査を行うこと。

### 請願受理権

市民の要望や意見を反映させるため、市民から提出された請願書を受け付けて審議し、採択・不採択を決すること。

### 意見書提出権

公益に関することや、市だけでは解決できない問題について、国会や国、県に対して意見書を提出すること。

### 同意権

副市長、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員などの選任や任命について同意・不同意を決すること。

### 検査及び監査請求権

議会が市の仕事を監視する一つの方法で、市の仕事で議会の議決どおりに適正に行われているのかを調べるために、書類検査や監査委員に監査の請求をすること。

### 議決権

最も基本的な権限で、市長や議員から提出された議案(条例の制定・改正・廃止、予算を定めることや決算の認定、重要な契約の締結など)等について可否を決定すること。

## 6月定例会

### 会期日程

- 6日 開会・会期の決定  
諸般の報告
- 7日~8日 休会(土・日)
- 9日~10日 考案日  
議案上程  
提案理由説明
- 11日~13日 一般質問
- 14日~15日 休会(土・日)
- 16日 議案質疑  
諸般の報告質疑  
議案委員会付託
- 17日 考案日  
陳情書委員会送付
- 18日 常任委員会付議案件審査
- 19日 考案日
- 20日 委員会審査報告  
議案討論採決  
閉会中の継続審査について・会議録署名議員指名  
閉会